

議案第13号

専決処分につき承認を求めることについて

滋賀県後期高齢者医療広域連合指定金融機関の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、議会の承認を求める。

平成19年 3 月 29 日 提出

滋賀県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 目 片 信

専決第13号

専 決 処 分 書

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第2項の規定に基づき、滋賀県後期高齢者医療広域連合指定金融機関を指定することについて、地方自治法第（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成19年 2 月 1 日

滋賀県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 目 片 信

滋賀県後期高齢者医療広域連合指定金融機関の指定

平成19年2月1日
告示第2号

1 指定金融機関の名称及び所在地

(1) 名称

株式会社滋賀銀行

(2) 所在地

大津市浜町1番38号

2 取扱い店舗

国内に所在する株式会社滋賀銀行の本店、支店及び出張所